

高知市若手人材定着支援事業費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市若手人材定着支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第3号の規定に基づき、高知市若手人材定着支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

第3条 補助メニューは、次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 住宅支援（住宅手当等）
- (2) 借上げ住宅支援（借上げ住宅の提供）
- (3) 通勤費支援（通勤手当等）
- (4) 福利厚生サービス利用料支援（福利厚生サービスの利用料等）

2 前項各号の対象範囲及び確認方法は、第5条から第8条までに定める。

(対象期間の整理)

第4条 第5条から第8条までに規定する補助メニューに係る支給又は提供（補助対象者による費用負担を含む。）は、支給日（提供日又は支払日）の属する暦月を支給対象期間として整理する。

2 支給又は提供の対象となる期間が複数の暦月にわたることが客観的に確認できる支給又は提供については、当該期間に含まれる月数で均等に配分して整理する。

3 前2項による整理は暦月単位とし、日割りによる算定は行わない。

4 対象期間は交付決定日以後とし、これより前の期間に係る経費については対象外とする。

第5条 住宅支援は、補助対象者が対象労働者に支給する住宅手当等とする。

2 住宅支援の対象労働者は、高知市内に住民票の住所を有し、かつ、市内の住居に居住している者に限る。

3 住宅支援に係る改定後算定額は、支給対象期間ごとに支給した住宅手当等の額とする。ただし、当該住居の賃料及び共益費として契約書等により確認できる額を上限とする。

4 市長は、交付申請又は実績報告の審査に当たり、前2項に規定する要件及び前項の上限額を確認するため、支給実績が確認できる資料、賃貸借契約書等及び住民票記載事項が確認できる資料その他必要な資料の提出を求めることができる。

(借上げ住宅支援)

第6条 借上げ住宅支援は、補助対象者が名義人として賃貸借契約等により借り上げた住宅（以下「借上げ住宅」という。）を対象労働者に提供する支援とする。

2 対象労働者は、高知市内に住民票の住所を有し、かつ、市内に所在する借上げ住宅に居住している者に限る。

3 借上げ住宅支援に係る改定後算定額は、支給対象期間に補助対象者が借上げ住宅について負担した賃料及び共益費の額から、当該借上げ住宅の提供に関し対象労働者から徴収した金額を控除した額とする。

4 借上げ住宅支援は、借上げ住宅の所有者又は賃貸人等（転貸人及び管理会社その他これらに準ずる者を含む。以下「所有者等」という。）が、特殊関係者又は次に掲げる者に該当する借上げ住宅につい

ては、交付の対象としない。

- (1) 補助対象者の役員、労働者又はこれらの者の親族が所有し、又は実質的に支配する者
- (2) 補助対象者又は特殊関係者と資本関係、役員兼任その他実質的に密接な関係を有する法人その他の団体
- (3) 前2号に準ずる者で、市長が適当でないとする者

5 補助対象者は、交付申請に当たり、前項に規定する所有者等及びその該当性を確認できる書類として、賃貸借契約書等の写しその他市長が必要とする資料を提出しなければならない。

6 市長は、実績報告の審査に当たり、第2項に規定する要件及び第3項に規定する改定後算定額を確認するため、賃貸借契約書等、支払記録、徴収額が確認できる資料及び住民票記載事項が確認できる資料その他必要な資料の提出を求めることができる。

(通勤費支援(通勤手当等))

第7条 通勤費支援は、補助対象者が対象労働者に支給する通勤手当等(実費相当額を含む。)とする。

2 通勤費支援に係る改定後算定額は、支給対象期間に支給した通勤手当等の額とする。ただし、実費相当額として支給する場合は、領収書、定期券の写し、IC利用明細その他実費が確認できる資料により確認できる額とする。

3 市長は、実績報告の審査に当たり、前項に規定する改定後算定額を確認するため、支給実績が確認できる資料及び通勤経路又は通勤手段が確認できる資料その他必要な資料の提出を求めることができる。

(福利厚生サービス利用料支援)

第8条 福利厚生サービス利用料支援は、補助対象者が外部事業者の提供する福利厚生サービスの利用に要する利用料、会費その他これに類する費用(以下「利用料等」という。)を負担する支援とする。

2 福利厚生サービス利用料支援に係る改定後算定額は、支給対象期間に補助対象者が負担した利用料等のうち、対象労働者に係る部分の額とする。この場合において、当該利用料等に関し対象労働者から徴収した金額があるときは、当該金額を控除する。

3 利用料等が包括契約等により対象労働者に係る部分を区分できないときは、客観的に確認できる数(会員ID数等)により按分し、これによることができない場合は対象労働者数により按分する。

4 市長は、実績報告の審査に当たり、前2項に規定する改定後算定額及び按分の根拠を確認するため、契約内容及び料金体系が確認できる資料、請求書・支払記録並びに按分根拠が確認できる資料その他必要な資料の提出を求めることができる。

(資料の提出)

第9条 市長は、審査及び確認に必要があると認めるときは、必要な資料の提出を求めることができる。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。